

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-594	画像形成機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H5-910	一	電子計算機等部品	
H5-920	一	電子計算機等付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
画像形成機	トナーカートリッジ付き画像形成機		
定義			
画像形成機を分類する。			
1167360号 電子写真プリンタ用画像 機本体 	1166938号 画像形成機 	1166762号 画像形成機 	1129399号 画像形成機用トナー 供給プロセスカート リッジ本体 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
画像形成機の部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。ただし、画像形成期と同じ分類の方が、サーチ効率がよいと判断されるものがあれば、H7-594に分類する。			
過去に分類した物品の名称			